

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第1区分  
 【発行日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【公開番号】特開2006-114493(P2006-114493A)  
 【公開日】平成18年4月27日(2006.4.27)  
 【年通号数】公開・登録公報2006-017  
 【出願番号】特願2005-270770(P2005-270770)  
 【国際特許分類】

H 0 5 B 33/04 (2006.01)

H 0 1 L 51/50 (2006.01)

H 0 5 B 33/22 (2006.01)

【F I】

H 0 5 B 33/04

H 0 5 B 33/14 A

H 0 5 B 33/22 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板と、

第2の基板と、

前記第1の基板上に形成された無機膜と、

前記第1の基板上に形成され、前記無機膜の端部を覆う有機絶縁膜と、

無機系の膜で形成され、前記有機絶縁膜上に一部が接する発光素子の電極と、

前記第1の基板と前記第2の基板とを固着するシール材と、を有し、

前記無機膜の一部は前記シール材と接し、

前記無機膜は、前記有機樹脂を介して前記電極と重ならず、

前記シール材と前記電極との間に間隙を有することを特徴とする発光装置。

【請求項2】

第1の基板と、

第2の基板と、

前記第1の基板上に形成された第1の無機膜と、

前記第1の基板上に形成され、前記第1の無機膜との間に第1の間隙を有する第2の無機膜と、

前記第1の基板上に形成され、前記第1の無機膜の端部と前記第2の無機膜とを覆う有機絶縁膜と、

無機系の膜で形成され、前記有機絶縁膜上に一部が接する発光素子の電極と、

前記第1の基板と前記第2の基板とを固着するシール材と、を有し、

前記第1の無機膜の一部は前記シール材と接し、

前記第1の無機膜は、前記有機樹脂を介して前記電極と重ならず、

前記第2の無機膜の一部は、前記有機樹脂を介して前記電極と重なり、

前記シール材と前記電極との間に第2の間隙を有することを特徴とする発光装置。

【請求項3】

請求項 2 において、  
前記第 1 の無機膜及び前記第 2 の無機膜は、導電性を有する膜であることを特徴とする発光装置。

【請求項 4】

第 1 の基板と、  
第 2 の基板と、  
前記第 1 の基板上に形成された無機膜と、  
前記第 1 の基板上に形成され、前記無機膜の端部を覆う有機絶縁膜と、  
無機系の膜で形成され、前記有機絶縁膜上に一部が接する発光素子の電極と、  
前記第 1 の基板と前記第 2 の基板とを固着するシール材と、を有し、  
前記無機膜の幅は 1 mm 未満であり、  
前記シール材と前記電極との間に間隙を有することを特徴とする発光装置。

【請求項 5】

第 1 の基板と、  
第 2 の基板と、  
前記第 1 の基板上に形成された無機膜と、  
前記第 1 の基板上に形成され、前記無機膜の端部を覆う有機絶縁膜と、  
無機系の膜で形成され、前記有機絶縁膜上に一部が接する発光素子の電極と、  
前記第 1 の基板と前記第 2 の基板とを固着するシール材と、を有し、  
前記無機膜の幅は 1 mm 未満であり、  
前記シール材と前記電極が重なり、  
前記シール材と前記電極が重なる幅は 15  $\mu\text{m}$  以下であることを特徴とする発光装置。

【請求項 6】

請求項 4 又は請求項 5 において、  
前記無機膜を複数有することを特徴とする発光装置。

【請求項 7】

請求項 6 において、  
前記複数の無機膜同士の間隔が 5  $\mu\text{m}$  以上であることを特徴とする発光装置。

【請求項 8】

第 1 の基板と、  
第 2 の基板と、  
前記第 1 の基板上に形成された無機膜と、  
前記第 1 の基板上に形成され、前記無機膜の端部を覆う有機絶縁膜と、  
無機系の膜で形成され、前記有機絶縁膜上に一部が接する発光素子の電極と、  
前記第 1 の基板と前記第 2 の基板とを固着するシール材と、を有し、  
前記無機膜は、短辺方向の幅が 5  $\mu\text{m}$  以上である開口部を複数有し、  
前記複数の開口部は、短辺方向を隣り合わせに並んで配置され、且つ、前記有機絶縁膜を介して前記シール材及び前記電極と重ならない部分を有し、  
前記複数の開口部のうち、隣り合う開口部の距離が 1 mm 未満であり、  
前記シール材と前記電極との間に間隙を有することを特徴とする発光装置。

【請求項 9】

第 1 の基板と、  
第 2 の基板と、  
前記第 1 の基板上に形成された無機膜と、  
前記第 1 の基板上に形成され、前記無機膜の端部を覆う有機絶縁膜と、  
無機系の膜で形成され、前記有機絶縁膜上に一部が接する発光素子の電極と、  
前記第 1 の基板と前記第 2 の基板とを固着するシール材と、を有し、  
前記無機膜は、短辺方向の幅が 5  $\mu\text{m}$  以上である開口部を複数有し、  
前記複数の開口部は、短辺方向を隣り合わせに並んで配置され、且つ、前記有機絶縁膜を介して前記シール材及び前記電極と重ならない部分を有し、

前記複数の開口部のうち、隣り合う開口部の距離が1mm未満であり、  
前記シール材と前記電極が重なり、  
前記シール材と前記電極が重なる幅は15μm以下であることを特徴とする発光装置。

【請求項10】

請求項1、及び請求項4乃至請求項9のいずれか一項において、  
前記無機膜は、導電性を有する膜であることを特徴とする発光装置。

【請求項11】

請求項1乃至請求項10のいずれか一項において、  
前記有機絶縁膜は、アクリル、ポリイミド、又はシロキサンを用いて形成された膜である  
ことを特徴とする発光装置。

【請求項12】

請求項1乃至請求項11のいずれか一項において、  
前記シール材は、有機材料を用いて形成された膜であることを特徴とする発光装置。

【請求項13】

請求項1乃至請求項12のいずれか一項において、  
前記電極は、金属、合金、電気伝導性化合物、およびこれらの混合物を用いて形成され  
ることを特徴とする発光装置。

【請求項14】

請求項1乃至請求項12のいずれか一項において、  
前記電極は、透光性を有する膜であることを特徴とする発光装置。

【請求項15】

請求項1乃至請求項14のいずれか一項において、  
前記有機絶縁膜は前記シール材と接することを特徴とする発光装置。